

## 相続税の納税猶予に関する適格者証明必要書類

必要書類	部数
相続税の納税猶予に関する適格者証明願(2部とも押印が必要です。)	2部
特例適用農地等明細書	2部
申請地の全部事項証明書(発行後3か月以内)	2部
付近見取図(該当箇所を着色すること。)	2部
○土地のなかに農地でない部分(農業用倉庫、農作業場の敷地等)がある場合	
実測図(求積図)(残地の面積も確認できるよう作成してください。)	2部
○土地の相続登記がされている場合	
相続人の戸籍抄本(被相続人との続柄を確認するもの)	2部
○土地の相続登記がされていない場合(相続を証する書面)	
相続関係説明図	2部
被相続人が出生から亡くなるまでの戸籍関係書類(戸籍、原戸籍、除籍謄本)	2部
相続人全員の戸籍抄本	2部
被相続人の住民票の除票の写し(本籍地入りのもの)又は戸籍の附票の写し	2部
相続人の住民票の写し(本籍地入りのもの)又は戸籍の附票の写し	2部
遺産分割協議書(農地だけでも可)及び相続人の印鑑証明書(写し・原本還付)	2部
遺言書(公正証書又は裁判所の検印のあるもの)(写し・原本還付)	2部
○申請地が、市街化区域内の場合	
生産緑地地区内証明書(写し)(都市計画課発行)	2部
○代理の方が申請、証明の受け取りを行う場合	
委任状(委任者の印は、証明願の印と同じものを押印すること)	2部
○申請地が、準農地の場合	
準農地である旨の証明書(農水産課発行)	2部
○申請地が、ほ場整備中の場合	
土地改良区証明書	2部
○農業委員会が必要があると判断したその他の書類	
必要な確認書類	2部

※証明願の作成について、不明な点があれば、堺市農業委員会事務局(直通072-228-6825)までお問い合わせください。

※添付書類(適格者証明願以外の書類)の2部のうち、1部はコピーで可能です。

ただし、相続を証する書面の原本還付が必要な場合は、さらにもう1部コピーの提出が必要です。

※相続登記をされていない方は、できる限り相続登記後に証明願を提出してください。

※法務局が発行する法定相続情報一覧図の写しの提出があれば戸籍関係書類等の書類の提出は不要です。ただし、遺産分割協議書等の書類は、別途必要です。